

第2回 亶理町教育委員会定例会会議録

令和6年5月24日午後3時10分、亶理町教育委員会定例会は、亶理町教育委員会 教育長室に招集された。

1 出席委員

奥野光正 教育長、
富田栄子 教育長職務代行者、菊池芳晴 委員、中山美知子 委員

2 欠席委員

金子高幸 委員

3 説明のため出席した職員の職氏名

太田貴史 教育次長兼教育総務課長、齋藤 彰 生涯学習課長、

4 書記として出席した職員の職氏名

菅井崇 教育総務課教育総務班長

5 会議に付した事件

報告第1号 亶理町立学校の学校運営協議会委員の委嘱について

報告第2号 亶理町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

報告第3号 亶理町三十三間堂官衙整備委員会委員の委嘱について

報告第4号 亶理町史編纂委員会委員の委嘱について

議案第1号 令和6年度亶理町一般会計補正予算（第1号）（教育費関係）に対する意見について

議案第2号 亶理町中学校再編準備委員会設置条例に対する意見について

議案第3号 亶理町都市公園条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第4号 亶理町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号 亘理町中学生地域クラブ活動推進協議会委員の委嘱について

議案第6号 亘理町地域学校活動推進員の委嘱について

議案第7号 亘理町子ども読書活動推進会議委員の委嘱について

6 前回委員会会議録の承認

奥野教育長	過半数の委員の出席をもって本委員会は成立、午後3時10分開会を宣言し、直ちに会議を開く旨を告げた。
奥野教育長	第1回亘理町教育委員会定例会会議録については、事前に送付していたことから、同会議録の質疑及び異議の有無について各委員に諮ったところ、各委員質疑及び異議なく、第1回亘理町教育委員会定例会会議録を承認した。

7 会議録署名委員の指名、議事日程

奥野教育長	規定により会議録署名委員を教育長から指名する旨を告げ、富田栄子 代行及び菊池芳晴 委員を指名した。
	今回の議事日程について、配付のとおりなので、確認するよう告げた。

8 教育長報告

奥野教育長	下記の事項について、資料に基づき報告した。
	1.会議・事業報告について
	2.会議等の予定について
	3.校長会指示事項について
奥野教育長	4.その他
	教育長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育長報告を承認した。

9 教育総務課長報告

太田教育総務課長	下記の事項について、資料に基づき報告した。
	1.事業報告（4月27日～5月24日）について
	2.事業予定（5月25日～6月28日）について
奥野教育長	教育総務課長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各

委員質疑等なく教育総務課長報告を承認した。

10 生涯学習課長報告

齋藤生涯学習課長

下記の事項について、資料に基づき報告した。

1.事業報告（5月3日～5月23日）について

奥野教育長

生涯学習課長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく生涯学習課長報告を承認した。

11 専決処分報告

奥野教育長

報告第1号から報告第4号については、人事に関する事なので秘密会として審議してよいか諮ったところ、各委員異議なく秘密会とすることに決定した。

奥野教育長

報告第1号から報告第4号の審議が終了したので、秘密会を解く旨を告げた。

12 議 事

奥野教育長

議案第1号 令和6年度亘理町一般会計補正予算(第1号)(教育費関係)に対する意見について上程。議案の朗読を含め、教育次長兼教育総務課長及び生涯学習課長に説明を指示。

太田教育次長兼教育総務課長

令和6年度亘理町一般会計補正予算(第1号)(教育費関係)に対する意見について説明。

○歳出

22ページ、委員会事務経費については、その他の報酬896千円と報償費－896千円の組み換えを行うもの。中学校再編準備委員会については、当初予算計上時点では条例ではなく要綱でこの委員会を進めようと計画をしていたが、その後、条例に格上げになったため、町の諮問機関での設置となった旨、経緯を説明。

24ページ、小学校の施設管理経費の備品購入費、中学校施設管理経費の備品購入費については、亘理町匿名企業様から200千円の寄付をいただいており、寄附者から長瀬小学校と吉田中学校の備品購入に充ててほしいとの申し出により、それぞれ100千円を計上するもの。

同ページ、学校給食センター事業費の給食材料費27,064千円につい

ては、物価高騰による給食材料費の補填を行うための計上するもの。物価高騰対応の交付金を活用する。

同ページ、学校給食センター整備事業費については、令和5・6年度において実施する亘理町立給食センター整備運営事業選定委員会について、6年度分の事業者選定アドバイザリー業務の委託費用が確定したことにより4,455千円を計上するもの。

○歳入

20ページ、一般寄附金については、亘理町匿名企業様から20万円いただいております、長瀬小と吉田中の備品購入費に充てるもの。

○歳入

18ページ、海洋センター艇庫使用料343千円については、当初予算計上後に指定管理者の辞退により自営となったため、改めて町の収入に計上し直すもの。

20ページ、地方スポーツ振興費補助金に2,200千円については、部活動の地域移行等に関して充てられるもの。当初予算計上後に内示が来たため今回計上となったこと、各市町村に一律的に配分がされるものであることを説明。

○歳出

24ページ、中央公民館経費の工事請負費649千円については、火災警報器の整備の更新工事が主であり、古くて交換部品が欠品または製造終了しているという状況のため、一式を変更しないと今後の補修には対応できないことから今回計上するもの。

26ページ、町民体育館経費795千円については、先程の中央公民館と同様に火災報知機の更新工事として500千円を計上。その他、女子トイレに設置している障害者向けに使用するアコーディオンカーテンの交換工事に295千円を計上。

同ページ、海洋センターの管理経費のうち工事請負費以外の部分については、B&G海洋センターの指定管理者であった海族に代わり、直営する場合の予算に変更する内容であり、併せて、指定管理の場合は委託料のみの計上となるが、直営の場合は予算を細分化して計上するといった内容を説明。14節工事請負費、体育館ファン更新工事については、逢隈地区にあるB&G海洋センター体育館更衣室のファンが回らない不具合が発生して

おり、シャワー室の湯気が排気しない状況のため更新を行うもの。体育館会議室エアコン取付工事については、子ども未来課において、小学校の長期休業期間中の子どもの一時預かり事業を行うことになったが、エアコンが効かない状況のため、急遽入替工事を行う内容を説明。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第1号を原案のとおり決定した。

奥野教育長

議案第2号 亘理町中学校再編準備委員会設置条例に対する意見について上程。

議案の朗読を含め、教育次長兼教育総務課長に説明を指示。

太田教育次長兼教育総務課長

議案第2号亘理町中学校再編準備委員会設置条例に対する意見について説明。

第1条、設置については、再編に当たって必要な事項を調査検討するため、この再編準備委員会を設置するもの。

第2条、所掌事項については、委員会は、校名、校歌、校章など、それから教育課程等に関する事、規則規約等の整備に関する事、その他学校再編に向けて必要な事項に関する事を調査検討していただくもの。

第3条、組織については、委員会は20人以内の委員をもって組織し、委員については、保護者を代表する者、地域住民を代表する者、学校関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認めたものとするもの。

第4条、任期については、委嘱の日から新中学校の開校日までとするもの。条例案を6月議会に上程し、可決後に、委員受託の打診をはじめたいと考えている。そのため7月中旬頃に1回目の委員会を開催する予定としている。

第5条、委員長及び副委員長については、選任方法等を規定している。

第6条、会議については、会議の成立要件等を規定している。

第7条、専門部会については、再編準備委員会の下部組織のような形で専門部会を設けたいと考えている。専門部会では第2条に規定の校名、校歌、教育課程等の検討をいただくようになる。

第8条については、守秘義務、第9条については、庶務は教育総務課で処理するものを規定。

附則として、この条例は公布の日から施行するということ及び報酬規定を設けたもの。報酬については、日額6,400円をお支払いする内容。

奥野教育長	質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第1号を原案のとおり決定した。
奥野教育長	議案第3号 亘理町都市公園条例の一部を改正する条例に対する意見について上程。
	議案の朗読を含め、生涯学習課長に説明を指示。
齋藤生涯学習課長	議案第3号亘理町都市公園条例の一部を改正する条例に対する意見について説明。
	都市公園条例の今回の条例の改正の趣旨は2点。1点目は、条ずれが生じていたため、文言整理するもの。2点目は、鳥の海公園に3X3のバスケットボールコートの有料公園施設として設置することから、その内容を規定するもの。
	別表第1、第7条関係、有料公園施設の中に3X3バスケットボールコートを加える。
	別表第5、第12条第1項関係、鳥の海公園の3X3バスケットボールコート1面につき1,000円の使用料を徴収する。ただし、これについては備考の5に3X3バスケットボールコートは専用して使用する場合に使用料を徴収する、という規定については、個人的な利用は基本的に無料となるが、大会を開催したい、個人的に仲間内で2時間ほど占有して使わせてもらえないかという申請であれば、使用料を徴収する。といった内容を説明。
奥野教育長	質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第3号を原案のとおり決定した。
奥野教育長	議案第4号 亘理町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則について上程。
	議案の朗読を含め、生涯学習課長に説明を指示。
	議案第4号亘理町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則について説明。
齋藤生涯学習課長	3X3バスケットボールコートの使用時間について、占有して利用する場合の利用時間を規定するもの。5月1日から9月30日までは午前5時から午後7時まで、10月1日から4月30日までは午前7時から午後5時までとした。
奥野教育長	質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第3号を原案のとおり決定した。
齋藤生涯学習課長	

奥野教育長

議案第5号から議案第7号については、人事に関することなので秘密会として審議してよいか諮ったところ、各委員意義なく秘密会とすることに決定した。

奥野教育長

議案第5号から議案第7号の審議が終了したので、秘密会を解く旨を告げた。

13 次回教育委員会の開催日程について

奥野教育長

次回は定例会とし、令和6年6月28日（金）午後3時から開会する。

14 閉 会 午後3時51分

上記会議の次第を記録し、ここに署名する。

令和6年6月28日

署名委員

署名委員